年金時効特例法について

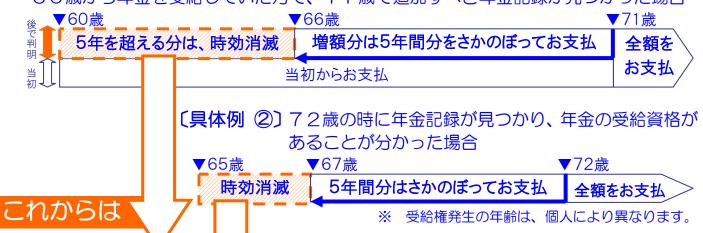
年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めて、ご本人または、遺族の方へ全額をお支払いします。

今までは

年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていました。

[具体例 1]

60歳から年金を受給していた方で、71歳で追加すべき年金記録が見つかった場合



年金時効特例法の成立により、この部分も全期間さかのぼってお支払いします

対象となる方

3

1. 既に年金記録が訂正されている方

- 年金記録の訂正により年金額が増えた方 ⇒ 「年金 (表輪・障害・潰族) の時効消滅分が全期間遡って支払われます〕
- たんごとのままに トルケムの変換を投が使わされ、 だちになるをわまれ
- 年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払い 2 することとなった方
 - ⇒〔年金(老齢・障害・遺族)の時効消滅分が全期間遡って支払われます〕
 - ①や②に該当する方が、亡くなられている場合には、そのご遺族の方
 - ⇒〔未支給年金の時効消滅分が支払われます〕
 - ※ ご遺族の範囲は、お亡くなりになった当時、生計を同じくされていた方に限り、配偶者、子、 父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順となります。

2. 今後、年金記録が訂正される方

今後、年金記録が訂正された結果、上記①~③と同じように年金額が増え 4 る方

⇒〔増額された年金や未支給年金が全期間分支払われます〕

必要な手続は

- 今後、年金記録が訂正される方 記録の訂正の手続以外に特別の手続は必要ありません。 年金記録の訂正に合わせて自動的に手続を行い、5年を経過した分の年金 額もお支払いします。
- 既に、年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方
 - ・できる限り簡単に手続をしていただけるよう、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送いたします。(平成19年9月~)
 - ・今すぐに手続をしていただくこともできます。その場合には、お近くの 社会保険事務所に、必要な書類をご提出(または郵送)していただきます ようお願いいたします。
 - ※ 郵送で手続をされる際に必要となる用紙は、下記のお問い合わせ先からお取り寄せい ただくか、社会保険庁ホームページからプリントアウトしていただきますようお願い いたします。
 - ※ お手続からお支払いまでの期間は、2~3ヶ月程度です。 お支払いの前に、審査結果・振込等のお知らせをいたします。

窓口での手続の際に、お持ちいただくもの

以下の書類をお持ちいただきますようお願いいたします。

【年金を受給している方の場合】

○ 手続にお越しの際は、「年金証書」、「振込通知書」など、基礎年金番号・ 年金コードが確認できるもの

【未支給年金を受けたことがあるご遺族が手続をされる場合】

- 亡くなられた方が受けていた年金の「振込通知書」「未支給年金支給決定通 知書」など、亡くなられた方の基礎年金番号・年金コードが確認できるもの
- 手続をされる方のご本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)
- 振込を希望される金融機関の預金□座の通帳

【未支給年金を受けたことがないご遺族が手続をされる場合】

- 下記のお問い合わせ先に必要となる書類をお問い合わせください。
 - ※ ご本人以外の方が代理で手続をされる場合は、次のものをお持ちいただきますようお願いいたします。
 - ・委任状
 - ・委任を受けた方(実際に窓口に来られる方)の身分証明書(運転免許証等)
 - ※ 未支給年金とは、年金を受けられる方が亡くなられた時に、まだその方へのお支払いが済んでいなかった年金のことです。

詳しくは、お近くの「社会保険事務所」または、

「ねんきんダイヤル」0570-05-1165 (平日8:30~17:15) までお願いします。

社会保険庁ホームページ(http://www.sia.go.jp/) 厚生労働省・社会保険庁